

南一色町くすの木台 景観形成重点地域

景観まちづくりの ルールブック

【保存版】

ルールを守って
魅力あるまちづくりを



南一色町くすの木台地域の景観や個性を活かした街並みの魅力をさらに高めるため、市内でも「重点的に景観形成を行う地域」として、大垣市景観計画および大垣市景観条例に基づき、平成26年7月に景観形成重点地域として指定しました(平成26年10月1日から施行)。

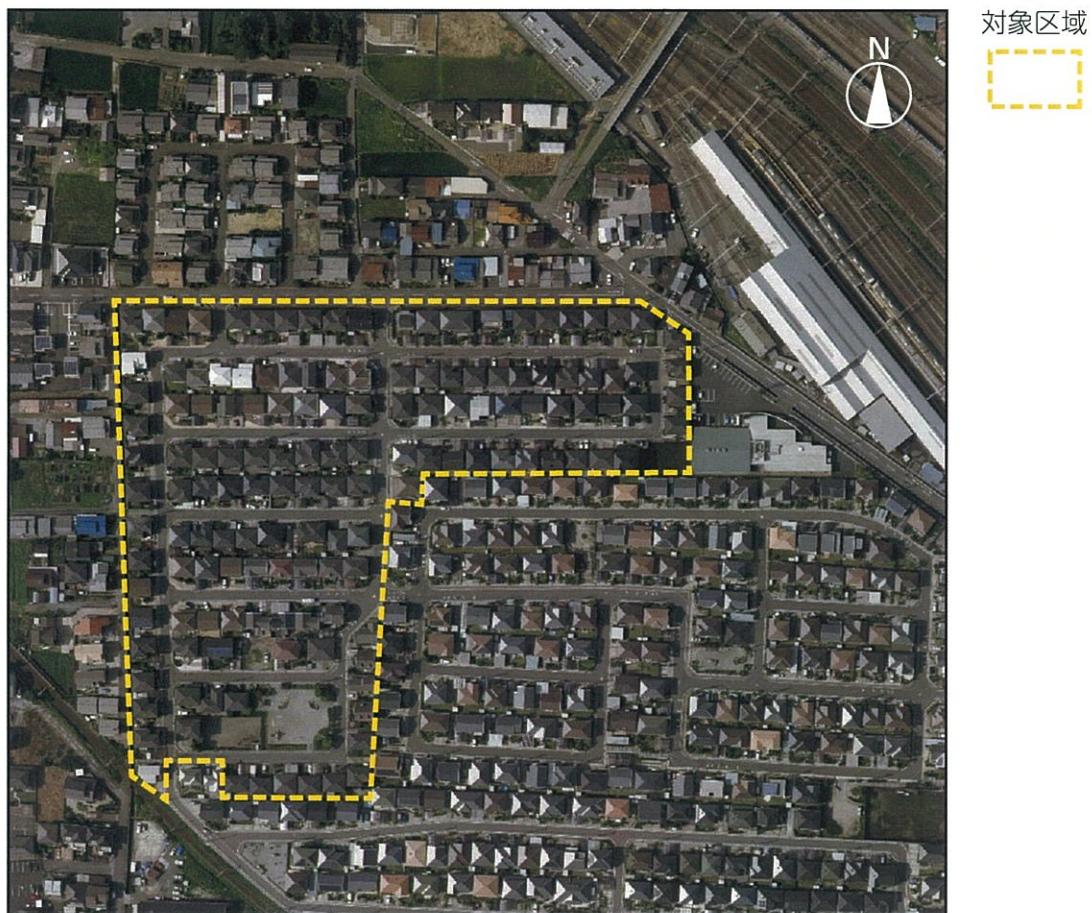
この冊子は、南一色町くすの木台景観形成重点地域の景観形成の方針や、それを具体化するための行為の制限(ルール)、事前に市へ届出が必要となる行為をまとめたものです。建築物や工作物の新築・改築時にご活用ください。

目次

1. 対象区域	1
2. 景観形成の方針	1
3. 行為の制限(ルール) 一覧	2
4. 行為の制限(ルール) 詳細	3
5. 建築物や工作物の新築時の届出	7
6. 届出書記載例	9

① 対象区域

南一色町くすの木台景観形成重点地域として指定する区域は、下図に示す範囲です。



② 景観形成の方針

本区域は、大規模な住宅開発により基盤整備がされた住宅地であり、住宅開発時に建築物の高さや位置、形態・意匠、緑化等に関する建築協約が定められていたため、住宅地としての良好な景観が形成されています。

この良好な景観を高度に維持し、大垣市内の住居系景観モデルとなるような、ゆとりと統一感のある良好な住環境の形成を図ります。

- 建築物や工作物の形態等に配慮し、住宅地としてのゆとりと統一感のある良好な景観を維持増進します。
- 緑化による緑豊かなまちなみを形成し、周辺環境にも配慮した良好な住環境づくりを図ります。

③ 景観形成のための行為の制限(ルール) 一覧

南一色町くすの木台景観形成重点地域での景観形成のためのルールを一覧にしたものです。詳しくは、次ページ以降をご覧ください。

- 1 •敷地面積の最低限度は160m²
(160m²未満に分割して建物を建築できない)

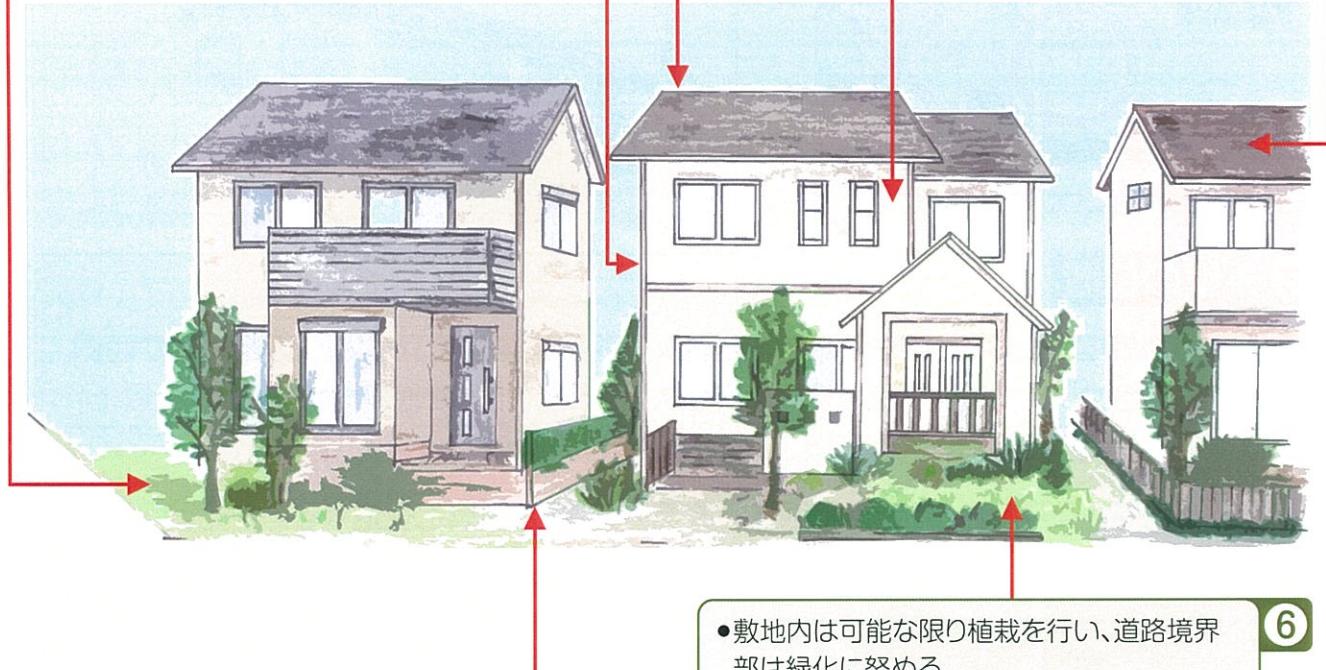
【凡例】 ■建築物 ■土地の形質の変更
■工作物 ■堆積

- 2 •最高の高さは10m以下
•地階を除く階数2階以下
•軒高7m以下

- 4 •主たる建物の屋根は、原則、勾配屋根とする。
•テレビアンテナは、建築物の最高の高さを超えて設置しない。

- 3 •外壁の位置は道路境界線から1m以上、隣地境界線から0.5m以上後退する。

- 5 •外観の色彩はマンセル値で明度2以上かつ彩度6未満とする(一定のものを除く)。



- 8 •道路境界線から1m以内、隣地境界線から0.8m以内に設置する垣・柵は、生垣または透視性のあるフェンス等とする(一定以下のものを除く)。
•1つの建築物の敷地の道路境界線の長さの合計が12mを超える場合は、垣・柵をその長さの2分の1以上の生垣とするように努める。

- 6 •敷地内は可能な限り植栽を行い、道路境界部は緑化に努める。

- 9 •高さは10m以下

- 7 •一戸建ての専用住宅、医院・診療所、店舗兼用住宅は建築可能

- 10 •色彩はマンセル値で明度2以上かつ彩度6未満

- 11 •設置できる屋外広告物は合計10m²以下の自家広告物のみ。色彩や素材、設置位置に配慮する。

- 12 •地盤面の変更は隣地平均地盤面および前面道路平均地盤面より15cm未満とする。

- 13 •屋外における物件の堆積は高さを抑え、整然とした積み上げ方とし、生垣等で遮蔽する。

4 景観形成のための行為の制限(ルール) 詳細

1. 建築物

① 敷地面積

- 敷地面積の最低限度 160m²

敷地の細分化、ミニ開発による
建物の密集を防ぎます。

分割前



分割後



② 高さ

- 最高の高さ 10m以下

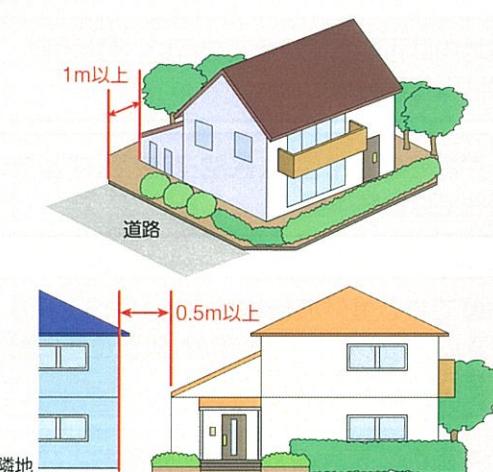
• 地階を除く階数2階以下、軒高7m以下
(地区北側境界線に接する敷地で、北側敷地
境界が合計幅員9m以上の道水路に接して
いる場合は、階数・軒高制限の対象外)

建物の高さを制限することで、良好な景観や
居住環境を維持します。

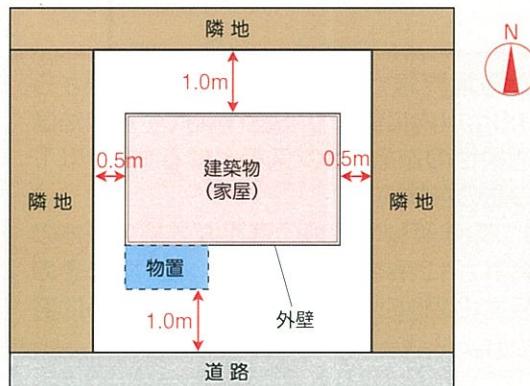


③ 外壁の位置

- 建築物の外壁またはこれにかわる柱の面は、道路境界線から1m以上(道路境界が西側のみの場合は0.5m以上)、隣地境界線から0.5m以上(北側隣地境界線からは1m以上)後退する(かけ地割合※1が10%以上の不整形地は対象外)。
- 物置を設置する場合は、その外壁面を道路境界線より1m以上後退する。
(壁のないカーポートは対象外)



道路や隣家との空間をあけることで、
建物の密集を防ぎます。



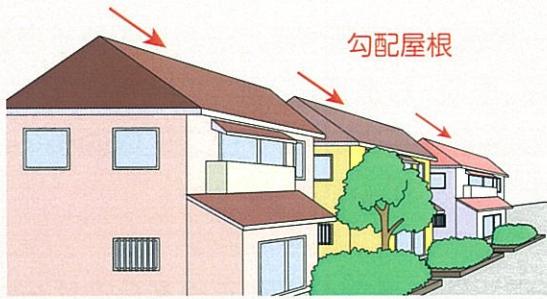
【※1 かけ地割合】

- $\{(\text{その土地を正方形とした場合の想定面積}) - (\text{実際の面積})\} \div (\text{想定面積})$ で計算した割合をいいます。

④ 形態・意匠

- 主たる建物の屋根は、原則、勾配屋根とする。
- テレビアンテナおよびそれに類するものは、建築物の最高の高さを超えて設置しない。

屋根の形態や意匠を揃えることで、統一感のある街並みにします。



⑤ 色彩

- マンセル表色系^{※2}による外観の色彩は、明度2以上かつ彩度6未満とする。

次のものは対象外

- △見付面積^{※3}5分の1未満の範囲内で外観のアクセント色として着色される部分の色彩
- △表面に着色されない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の素材
本来の色彩

屋根や外壁の色彩を揃えることで、統一感のある街並みにします。

【※2 マンセル表色系】

- 色彩を客観的に表すため、色合い(色相)、明るさ(明度)、鮮やかさ(彩度)という3つの尺度の組み合わせにより示すものです。(裏表紙参照)

【※3 見付面積】

- 正面から見たときに見える部分の面積です。

色・形のルールがないと、自己主張ばかりで景観が乱れて、良いまち並みにはなりません。



色や形の範囲をある程度定め、類似色調和でまとめると、全体にまとまりが感じられます。また、緑が入ると雰囲気がよくなります。



⑥ 敷地内の緑化

- 敷地内には地被類^{※4}、低木、中木で可能な限り植栽を行い、道路境界部は緑化に努める。

緑豊かで快適な住環境を維持します。

【※4 地被類】

- 地表面を覆って地肌を隠す植物をいいます。



7 用途

- 一戸建ての専用住宅とそれに附属する物置・車庫、医院・診療所、店舗兼用住宅で非住宅部分の床面積が 50m^2 以下かつ延床面積の2分の1未満のものは建築可。

※景観法に基づく規制ではありませんが、良好な景観形成の基準として掲載するものです。

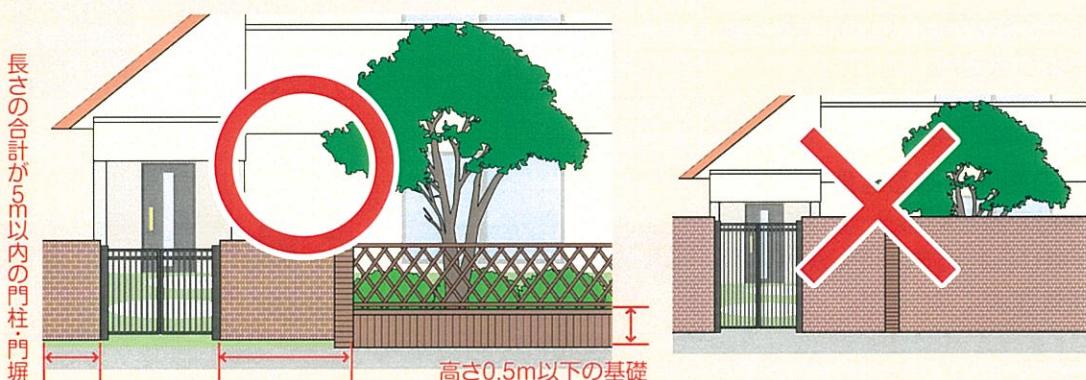


2. 工作物

8 垣・柵

- 道路境界線から1m以内に設置する垣・柵は、生垣または透視性のあるフェンス等とする(フェンス等の基礎や土留めで前面道路平均地盤面からの高さが0.5m以下のもの、1つの道路境界線への投影の長さの合計が5m以内の門柱・門扉については対象外)。
- 隣地境界線から0.8m以内に設置する垣・柵は、生垣または透視性のあるフェンス等とする(隣地平均地盤面より高さが1.2m以下である場合は対象外)。
- 1つの建築物の敷地の道路境界線の長さの合計が12mを超える場合は、垣・柵をその長さの2分の1以上の生垣とするように努める(水路境界線は除く)。

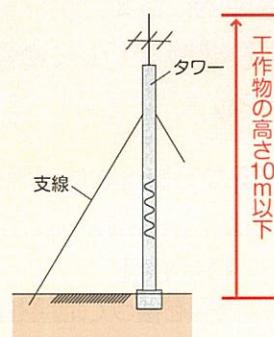
安全・安心できる
緑豊かで快適な
住環境を維持します。



9 高さ

- 最高の高さ 10m以下

工作物の高さも建築物と同じように制限することで、良好な景観を維持します。



建築物の高さ制限と同様

10 色彩

- ・マンセル表色系による外観の色彩は、明度2以上かつ彩度6未満とする。

工作物の色彩も建築物と同じように揃えることで、統一感のある街並みにします。



11 屋外広告物

- ・設置できる屋外広告物は自家広告物のみで、次の条件を全て満たすものとする。

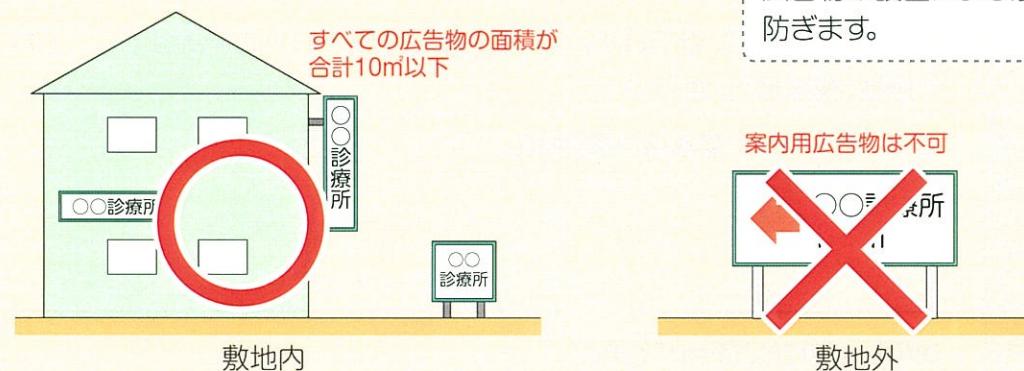
(1)自己敷地内に収め、表示面積は1事業所等あたり合計10m²以下とする。

(2)設置は良好な住環境を阻害しない位置とする。

(3)基調色は建築物と同系色または白色にするなど、落ち着いた色彩とする。

(4)ネオン管など光源が露出した素材は使用しない。

広告物の設置による景観の悪化を防ぎます。

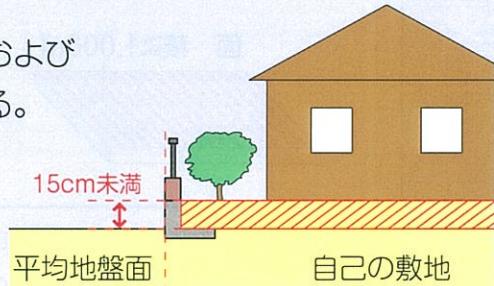


3. 土地の形質の変更

12 土地の形質の変更

- ・地盤面の高さの変更は、隣地平均地盤面および前面道路平均地盤面より15cm未満とする。

造成時の盛土による景観の改変を最小限にします。

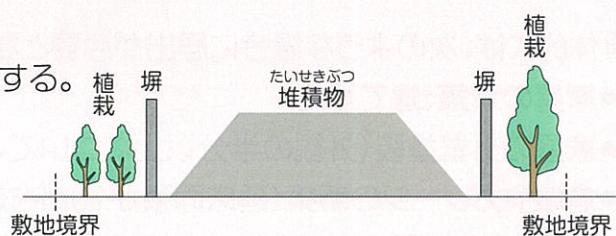


4. 堆積

13 堆積

- ・屋外における物件の集積または貯蔵は、周辺景観を乱さないように配置し、高さを抑え、整然とした積み上げ方とする。
- ・周囲から目立たないよう生垣等により遮蔽する。

周辺景観への配慮により、堆積による景観の改変を最小限にします。



⑤ 建築物や工作物の新築時等の届出について

景観形成重点地域では、建築物や工作物を新築、改築する場合などに、工事着手日の30日前までに市へ届出が必要です。なお、届出に関する手数料は無料です。

○届出の対象となる行為

建築物	延床面積が10m ² を超える建築物の新築、増築、改築、移転、外観の過半を変更することとなる修繕、模様替え、色彩の変更
工作物	すべての工作物の新築、増築、改築、移転、外観の過半を変更することとなる修繕、模様替え、色彩の変更 面積・高さ要件なし
土地の形質変更	次のいずれかに該当するもの ①変更に係る土地の面積が1,000m ² 以上のもの ②変更に伴い生ずるのり面、擁壁の高さが3mを超え、かつ長さが10m以上のもの
堆積	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積で、堆積に係る面積が300m ² 以上のもの

【具体的には、次のような場合に届出が必要となります】

- 家屋の新築、建て替え
- 家屋の外壁塗装(外観の半分以上について、色彩の変更をする場合)
- 倉庫やガレージの新築(延床面積が10m²を超える場合)
- フェンスの新設(高さが2mを超える、または長さが5mを超える場合)

○届出が不要となる場合(抜粋)

届出の対象となる行為に該当する場合であっても、景観法や大垣市景観条例、同施行規則に規定する「届出の適用除外となる行為」は、届出が不要となります。

(1) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為

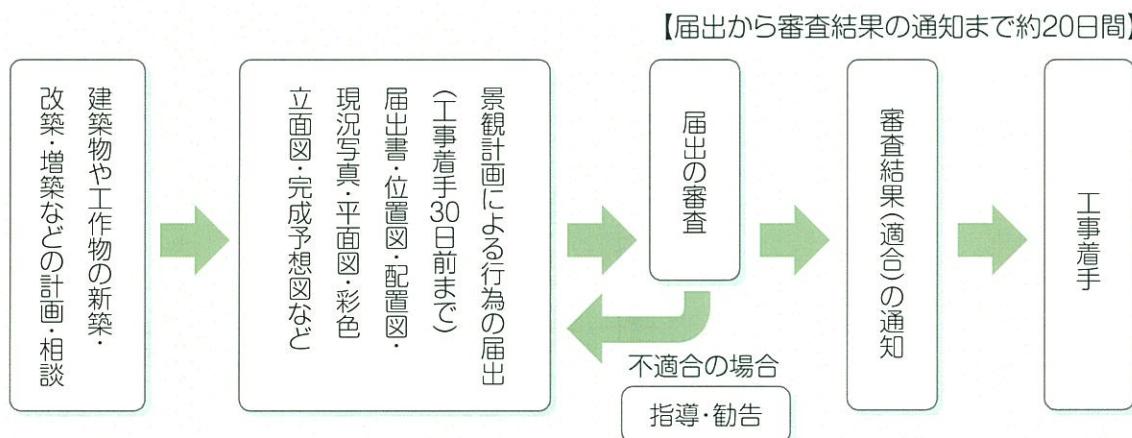
- 地下に設ける建築物の建築等または工作物の建設等
- 仮設の建築物の建築等(期間が1年以下のものに限る。)
- 仮設の工作物の建設等
- 次に該当する工作物の建設等

煙突または街灯、照明灯	高さ6m以下
鉄筋コンクリート柱、鉄柱、木柱	高さ15m以下
電線路(電気供給・有線電気通信用)または空中線	
広告塔、広告板、装飾塔、記念塔、物見塔、電波塔、鉄塔、高架水槽	高さ4m以下
門、塀、擁壁、垣、柵、金網	高さ2m以下かつ長さ5m以下

- 法令またはこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

(2) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為

○届出の流れ



○届出時に必要となる書類(各2部)

(例:家屋の外壁を塗装しようとする場合)

- 景観計画区域内行為届出書
- 自宅周辺地図
- 自宅を含む周辺の現在状況を撮影した写真
- 着色した完成イメージ図(立面図に着色したもので可)

景観計画区域内行為届出書は
大垣市ホームページから
ダウンロードできます。
オンラインサービス >
各種様式ダウンロード >
都市計画・景観・建築

○届出書記載例

家屋の新築時、外壁塗装時および工作物の新築時の「景観計画区域内行為届出書」の記載例を次ページ以降に掲載していますので、届出時の参考にしてください。

6 届出書記載例

【記載例 1】～家屋の新築または外壁塗装の場合～

第6号様式（第11条関係）		該当する行為について概要を記入します。																																		
<p>大垣市長</p> <p>届出をする年月日と届出される方(所有者)の住所・氏名・電話番号を記入して、押印します。</p> <p>平成〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p>住所 大垣市丸の内2-29</p> <p>届出者 氏名 大垣 太郎 </p> <p>電話番号 (0584) 81 - 4111</p> <p>（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）</p>		<table border="1"> <tr> <td rowspan="6">建築物概要</td> <td>用途</td> <td>一般住宅</td> <td>構造</td> <td>木造</td> </tr> <tr> <td>階数</td> <td>地上 2 階</td> <td>高さ</td> <td>8 m</td> </tr> <tr> <td></td> <td>届出部分</td> <td>届出以外の部分</td> <td>合計</td> </tr> <tr> <td>敷地面積</td> <td>215 m²</td> <td>m²</td> <td>215 m²</td> </tr> <tr> <td>建築面積</td> <td>105 m²</td> <td>m²</td> <td>105 m²</td> </tr> <tr> <td>延べ面積</td> <td>150 m²</td> <td>m²</td> <td>150 m²</td> </tr> <tr> <td>仕上材</td> <td>屋根 粘土瓦</td> <td>外壁</td> <td>窓業系サイディング</td> </tr> <tr> <td>色彩 (マンセル値)</td> <td>屋根 5YR 3.0 / 1.0</td> <td>外壁</td> <td>5YR 8.0 / 2.0</td> </tr> </table>		建築物概要	用途	一般住宅	構造	木造	階数	地上 2 階	高さ	8 m		届出部分	届出以外の部分	合計	敷地面積	215 m ²	m ²	215 m ²	建築面積	105 m ²	m ²	105 m ²	延べ面積	150 m ²	m ²	150 m ²	仕上材	屋根 粘土瓦	外壁	窓業系サイディング	色彩 (マンセル値)	屋根 5YR 3.0 / 1.0	外壁	5YR 8.0 / 2.0
建築物概要	用途	一般住宅	構造		木造																															
	階数	地上 2 階	高さ		8 m																															
		届出部分	届出以外の部分		合計																															
	敷地面積	215 m ²	m ²		215 m ²																															
	建築面積	105 m ²	m ²		105 m ²																															
	延べ面積	150 m ²	m ²	150 m ²																																
仕上材	屋根 粘土瓦	外壁	窓業系サイディング																																	
色彩 (マンセル値)	屋根 5YR 3.0 / 1.0	外壁	5YR 8.0 / 2.0																																	
<p>景観計画区域内行為届出書</p> <p>景観法第16条第1項の規定により、大垣市景観計画区域内における行為について、関係図面を添えて次のとおり届け出ます。</p>		<table border="1"> <tr> <td rowspan="6">工作物概要</td> <td>種類</td> <td>規則第2条第1号</td> <td>構造</td> <td></td> </tr> <tr> <td>高さ (仕上材、マンセル値(色相・明度・彩度)について、ご不明な場合は設計者や工事長施工者へお尋ねください。)</td> <td>地上からの高さ</td> <td>m</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>幅員</td> <td></td> <td>(マンセル値)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>届出部分</td> <td>届出以外の部分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>建築面積</td> <td>m²</td> <td>m²</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>仕上材</td> <td></td> <td>色彩 (マンセル値)</td> <td></td> </tr> </table>		工作物概要	種類	規則第2条第1号	構造		高さ (仕上材、マンセル値(色相・明度・彩度)について、ご不明な場合は設計者や工事長施工者へお尋ねください。)	地上からの高さ	m			幅員		(マンセル値)		届出部分	届出以外の部分		建築面積	m ²	m ²	m ²	仕上材		色彩 (マンセル値)									
工作物概要	種類	規則第2条第1号	構造																																	
	高さ (仕上材、マンセル値(色相・明度・彩度)について、ご不明な場合は設計者や工事長施工者へお尋ねください。)	地上からの高さ	m																																	
		幅員			(マンセル値)																															
		届出部分	届出以外の部分																																	
	建築面積	m ²	m ²		m ²																															
	仕上材		色彩 (マンセル値)																																	
<table border="1"> <tr> <td rowspan="6">土地の形質の変更概要</td> <td>敷地面積</td> <td>m²</td> <td>行為面積</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>法面擁壁の高さ</td> <td></td> <td>法面擁壁の長さ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>行為の目的</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>行為の内容</td> <td>切土 (m³)</td> <td>盛土 (m³)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他 ()</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>法面擁壁の処理</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table>		土地の形質の変更概要	敷地面積	m ²	行為面積	m ²	法面擁壁の高さ		法面擁壁の長さ		行為の目的				行為の内容	切土 (m ³)	盛土 (m ³)			その他 ()			法面擁壁の処理													
土地の形質の変更概要	敷地面積		m ²	行為面積	m ²																															
	法面擁壁の高さ			法面擁壁の長さ																																
	行為の目的																																			
	行為の内容		切土 (m ³)	盛土 (m ³)																																
			その他 ()																																	
	法面擁壁の処理																																			
<table border="1"> <tr> <td rowspan="6">屋外における土石、廃棄物その他の物件の堆積概要</td> <td>行為の目的</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>敷地面積</td> <td>m²</td> <td>行為面積</td> <td>m²</td> <td></td> </tr> <tr> <td>堆積物の種類</td> <td></td> <td>堆積の高さ</td> <td>m</td> <td></td> </tr> <tr> <td>堆積期間</td> <td></td> <td>遮蔽等の処理</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>行為の目的</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>敷地面積</td> <td>m²</td> <td>行為面積</td> <td>m²</td> <td></td> </tr> </table>		屋外における土石、廃棄物その他の物件の堆積概要	行為の目的				敷地面積	m ²	行為面積	m ²		堆積物の種類		堆積の高さ	m		堆積期間		遮蔽等の処理			行為の目的				敷地面積	m ²	行為面積	m ²							
屋外における土石、廃棄物その他の物件の堆積概要	行為の目的																																			
	敷地面積		m ²	行為面積	m ²																															
	堆積物の種類			堆積の高さ	m																															
	堆積期間			遮蔽等の処理																																
	行為の目的																																			
	敷地面積	m ²	行為面積	m ²																																
<table border="1"> <tr> <td rowspan="6">木竹の伐採概要</td> <td>伐採木竹の高さ</td> <td>m</td> <td>伐採木竹の種類</td> <td></td> </tr> <tr> <td>本数</td> <td></td> <td>平均樹齢</td> <td></td> </tr> <tr> <td>行為の目的</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>敷地面積</td> <td>m²</td> <td>行為面積</td> <td>m²</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		木竹の伐採概要	伐採木竹の高さ	m	伐採木竹の種類		本数		平均樹齢		行為の目的				敷地面積	m ²	行為面積	m ²																		
木竹の伐採概要	伐採木竹の高さ		m	伐採木竹の種類																																
	本数			平均樹齢																																
	行為の目的																																			
	敷地面積		m ²	行為面積	m ²																															
<p>注 1 届出書は、正・副2通提出してください。</p> <p>2 届出者欄には、建築主又は築造主を記入してください。（法人、団体等の場合にはその代表者）</p> <p>3 該当する□の中にレ印をつけてください。</p> <p>4 仕上材欄には、表面仕上の材料をできるだけ詳しく記入してください。</p> <p>5 色彩欄には、マンセル値を記入してください。</p> <p>6 この届出書には、別表第1に掲げる図書を添付してください。</p>																																				
着手予定年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	完了予定年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日																																	

【記載例 2】～工作物(柵)を新築する場合～

第6号様式（第11条関係）	
大垣市長 届出をする年月日と届出される方(所有者)の住所・氏名・電話番号を記入して、押印します。 平成〇〇年〇〇月〇〇日	
住 所 大垣市丸の内 2-29 届出者 氏 名 大垣 太郎  電話番号 (0584) 81 - 4111 (法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)	
景観計画区域内行為届出書	
景観法第16条第1項の規定により、大垣市景観計画区域内における行為について、関係図面を添えて次のとおり届け出ます。	
行為地の所在地 大垣市丸の内 2-29 行為の所在地を記入します。	
景観計画区域区分 景観形成重点地域 <input checked="" type="checkbox"/> 南一色町くすの木台 <input type="checkbox"/> 景観形成モデル地域 <input type="checkbox"/> 景観形成重点地域 上記以外の景観計画区域 <input type="checkbox"/> にぎわいの情景区域 <input type="checkbox"/> くらしの情景区域 <input type="checkbox"/> 田園の情景区域 <input type="checkbox"/> 里山の情景区域	
設計者 住所 大垣市室本町 5-51 設計者・工事施工者を記入します。 (いない場合は記入不要)	
氏名 大垣建築設計事務所 電話 (0584) 74 - 6050	
工事施工者 住所 大垣市小野 4-35-10 氏名 大垣建設株 電話 (0584) 75 - 7000	
建築物 <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の変更 (<input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替え <input type="checkbox"/> 色彩の変更) <input checked="" type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の変更 (<input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替え <input type="checkbox"/> 色彩の変更)	
工作物 土地の形質の変更 (行為の内容)	
行為の種類 屋外における土石、廃棄物その他の物件の堆積 (行為の内容) 木竹の伐採 (行為の内容) 行為の着手予定年月日、完了予定年月日を記入します。	
着手予定年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日 完了予定年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日	

建築物概要	用途		構造		
	階数	地上 階	高さ	m	
	1号 煙突				
	2号 鉄筋コンクリート柱、鉄柱、木柱				
	3号 広告塔、広告板、装飾塔、記念塔、物見塔、電波塔、鉄塔、高架水槽				
	4号 門、扉、擁壁、垣、柵、金網				
	10号 街灯、照明灯				
	11号 電線路(電気供給・有線電気通信用)又は空中線				
	上材				
	該当する行為について概要を記入します。	色彩(マンセル値)	屋根	外壁	
	種類	規則第2条第4号	構造	木造	
高さ	0.6m (地上からの高さ 0.6m)				
長さ・延長	6.0m	幅員	m		
築造面積	3.6m ²	m ²	3.6m ²		
仕上材	—	色彩(マンセル値)	5G 5.0 / 2.0		
敷地面積	m ²	行行為面積	m ²		
上材、マンセル値(色相・明度・彩度)について、ご不明な場合は設計者や工事施工者へお尋ねください。		法面擁壁の長さ	(マンセル値)		
土地の形質の変更概要	行為の目的	切土 (m ³) 盛土 ()	色相 明度 彩度		
	行為の内容	その他 ()			
	法面擁壁の処理				
屋外における土石、廃棄物その他の物件の堆積概要	行為の目的				
	敷地面積	m ²	行為面積	m ²	
	堆積物の種類			堆積の高さ	m
	堆積期間			遮蔽等の処理	
木竹の伐採概要	行為の目的				
	敷地面積	m ²	行為面積	m ²	
	伐採木竹の高さ	m	伐採木竹の種類		
	本数			平均樹齢	

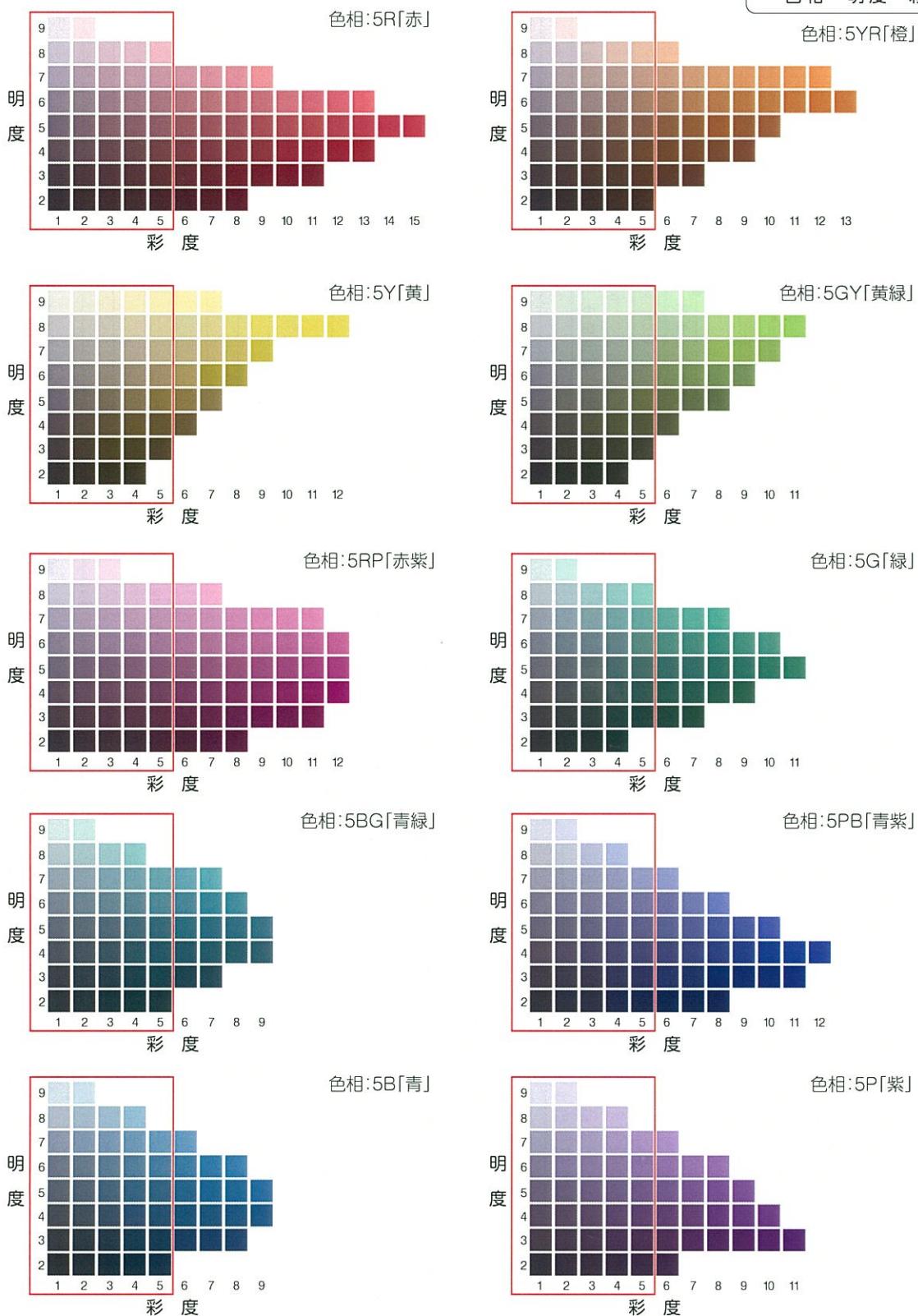
注 1 届出書は、正・副2通提出してください。
 2 届出者欄には、建築主又は築造主を記入してください。(法人、団体等の場合にはその代表者)
 3 該当する□の中にレ印をつけてください。
 4 仕上材欄には、表面仕上の材料をできるだけ詳しく記入してください。
 5 色彩欄には、マンセル値を記入してください。
 6 この届出書には、別表第1に掲げる図書を添付してください。

参考

マンセル表色系による色彩の規制範囲の例

※印刷により実際のマンセル表色系とは異なります。

〈マンセル値〉
5YR 3.5 / 4
色相 明度 彩度



●お問い合わせ●

大垣市 都市計画課 景観整備グループ

〒503-8601 岐阜県大垣市丸之内2丁目29番地

TEL 0584-47-8694(直通) 0584-81-4111(内線667・669)

FAX 0584-81-4869 E-MAIL toshikeikakuka@city.ogaki.lg.jp

〈平成26年9月 発行〉